

「M&A スペシャリスト」 検定試験問題例題集

平成 24 年 11 月 1 日公表

(社) 日本経営管理協会 M&A スペシャリスト事務局

I. 多肢選択形式問題

(M&A 実務)

問題 1 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. より消費者に近い方向の企業を買収することを「川下への垂直型 M&A」といい、逆により消費者から遠い調達先の企業を買収することを「川上への垂直型 M&A」という。
2. 垂直型 M&A とは「製造 → 流通 → 販売」というような商品やサービスを提供する流れの中で、垂直的に企業を統合させる M&A のことをいう。
3. 水平型 M&A とは同一の業種・業態の企業同士による M&A のことであり、主として、規模の拡大による競争力の強化（スケールメリット、シェアの拡大）を目的として行われることが多い。
4. コングロマリット型 M&A とは企業融合の方向性による M&A の分類のひとつであり、他の業種の会社や事業を統合し、新規事業への進出を図るものである。
5. 水平型 M&A の類型のひとつとして製品拡張型（生産する製品に関連がない一方で生産技術や流通経路に関連がある企業同士の統合）がある。

問題 2 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 買収監査とは、買収対象企業の属する市場規模やその動向、競合環境の推移等を調査すること。買収対象企業を多面的に分析し、買収の適否、シナジー効果の大小、買収後の統合戦略等を把握するために行われる。
2. 買収監査では、過大な希望や夢を排除し、事実に基づいて冷静に判断することが重要である。
3. 法務デューデリジェンス（DD）とは買収対象企業に法的リスクがあるかどうか、また、買収企業の M&A 戦略の実行上、阻害要因がないかどうか、補完しなければならない法的問題点がないかどうか等を調査するため、取引の前提となる契約関係などの法律上の有効性を評価することである。
4. M&A において、売り手に対して複数の買い手希望がある場合が一般的であるが、複数の買い手の中から、買い手の買収条件等を検討して、売り手が 1 社又は少数の買い手に対し、他の買い手より優先して交渉する権利を与える場合がある。それを優先交渉権という。
5. M&A 仲介会社と締結する仲介依頼契約のこと。排他的な専任契約の形を採ることは例外で、通常、業務範囲、秘密保持、報酬、免責等に関する事項が記載される。

問題 3 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 仲介者は、買手企業の財務諸表を入手したのち、提携仲介契約を締結するが、財務諸表の入手が不可能な場合でも、やむを得ない場合には調査会社の調査レポート等、買手企業の信用調査を以ってこれに代えることができる。
2. 売手企業の株主が過去に大きく変更している、名義株主が存在する場合などの場合、仲介

者は、株主の特定をする手続きとしてヒアリング及び原始定款からの変遷の追跡等をすべきである。三分の一以上の株数の株主が特定できない場合は、受託を見合わせなければならない。

3. 仲介者が売手企業と提携仲介契約の締結に際して、仲介者と売手企業との契約となるが、主要株主も加えて三者契約となるのが一般的である。
4. 仲介者は買手企業に提示する資料には、社名を特定できない程度に抽象化したノンネームシートと、受託時に収集した資料を基に、会社の概況を詳述した企業概要書とがあるが、この段階で買手企業との間に秘密保持契約を締結する必要がある。

問題4 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 政府による規制の緩和や強化、消費者ニーズの変化、産業革新などがあると業界内再編が進展し、そのような外部環境に対応するため事業の効率化や規模の拡大を目的にM&Aが行われることが多い。
2. 中小企業オーナーが企業を譲渡する主な理由は、「後継者不在」、「高齢化」、「経営難」、「社長の健康上の理由」「事業の将来が不安」などである。
3. 中小企業の場合、非同族の幹部従業員などへの承継にはオーナーから株式を買い取る必要があるが、幹部従業員には通常、買い取るだけの十分な資力が無い。また、会社の借入金に対する個人保証の信用力や担保提供できる資産が十分でないなど、実現困難な場合が多い。
4. 現経営者・債権者・スポンサー等のすべての企業関係者が、倒産・廃業という社会的な損失を防ぐために企業の存続を希望し、損失を負担することを合意しなければ事業の存続を図ることができない。

(会社法)

問題5 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 株式譲渡は、買手企業が売手企業の株主から株式を取得する方法で、第三者割当増資による場合と、既存株式（発行済株式）を譲り受ける場合とがある。
2. 株式譲渡は、売手企業に関する財産や権利等を包括的に移転できるが、三分の二以上の株式の譲渡による株主構成の変更によらなければ会社の経営権移転が実現しない。
3. 株式譲渡は、取締役会を設置している売手企業、買手企業は、株主総会の承認を得ることなく、譲渡承認を取締役会の承認事項としている企業でも取締役会の承認のみで株式譲渡が可能となるので、迅速な実行が可能な手法である。
4. 株式譲渡は、買手から見た場合、買収後に隠れた負債（簿外債務、偶発債務）が発覚するなどのリスクも存在している。
5. 会社が持っている債権債務、契約関係等は全て引き継がれるため、対外的には株主が変わった以外に大きな変化はなく、しかるべき引継ぎがなされれば事業がそのまま承継できる可能性が高い。

問題6 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 事業譲渡は、端的にはある事業に関する「事業財産」を第三者に譲渡することである。事業財産とは土地、建物、什器等の有形資産であり、従業員、取引先等の無形資産は含まない。
2. 事業譲渡は、会社ごと売買するのではなく、会社の中身のうち、必要な事業に関連する資産・負債のみを売買する方法。売り手企業（売却企業）のオーナーは、譲渡した事業に対する支配権を完全に失う。
3. 事業譲渡は、買い手企業にとっては、契約で引き継ぐと謳われている債務以外は原則として引き継ぐ必要がないため、簿外債務などが発覚しても負担する必要はない。
4. 事業譲渡は、売り手企業は、同一市町村内では同一営業を再開することができなくなるという法律（会社法）上の制約（競業避止義務）がある。
5. 事業譲渡は、店舗や工場といった土地建物などの有形固定資産や売掛金・在庫などの流動資産だけでなく、営業権（のれん）や人材、ノウハウといった無形資産も譲渡対象となるので、買い手企業（買収企業）は必要な資産のみを譲り受けることができる。

問題7 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 第三者割当増資によるM&Aとは、売手企業が既存株主以外に新株発行を行い、それを買手が引き受けて支配株主になることで経営権を取得する方法である。
2. 第三者割当増資は、特定の第三者に新株を割り当てて実施する増資のこと。原則として増資時点での時価により実施しなければならないが、株主総会の過半数の決議で可決された場合は時価より低い価格での実施（有利発行）も可能である。
3. 第三者割当増資は、買い手企業が株式を取得するところは株式譲渡と同様であるが、新株引受の対価が売り手企業（売却企業）に入るところに特徴がある
4. 第三者割当増資では、売り手企業のオーナーの手元に現金は入らないかわりに、株式は持ち続けることが可能である（ただし持株比率は下がる）。
5. 経営はそのまま継続したいが資金繰りが厳しいなどの理由でM&Aを希望する場合、第三者割当増資が望ましい。またこの変形型として、「新株予約権の割当」がある。

（職業倫理）

問題8 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. M&A（企業の合併・買収）事業が顧客の信頼を得て健全に発展するためには、当該事業に従事するM&Aの実務担当者が、プロフェッショナルとしての高度の専門能力とともに、高い職業倫理を有していることが不可欠である。
2. M&Aスペシャリストは、職務の遂行に当たっては、専門家に相応しい良識に基づいて十分な注意を払い、顧客の最善の利益に資することに専念し、自己及び特定の第三者の利益を優先させてはならない。
3. M&Aスペシャリストは、顧客に関する情報を厳格に管理し、業務上知り得た当該情報を誤用あるいは悪用してはならない。又、顧客の承諾なしに流用してはならない。
4. M&Aスペシャリストは、顧客に対して利益相反事項があると判断されるときは、顧客が同意した場合においても、その取引において当事者となり、又は自己の利害関係者の代理人となってはならない。
5. M&Aスペシャリストは、関係法令並びにM&Aスペシャリスト認定制度規約・規範及び

職業倫理規程を遵守し、顧客に対し公正に職務を遂行しなければならない。

(税法)

問題 9 A社(未上場会社)のオーナー株主甲は保有するA社株式をB社に5,000百万円で売却した。売却にあたっては、M&A仲介会社に成功報酬として100百万円支払っている。

当期に甲に生じる所得税、住民税の合計税額はいくらか? 次の中から正しいものを一つ選択しなさい。なお、甲のA社株式の取得原価は250百万円である。

1. 750百万円
2. 930百万円
3. 950百万円
4. 970百万円
5. 1000百万円

問題 10 法人による完全支配関係を有する法人内取引における下記の記述で、法人税法上間違っているものを一つ選択しなさい。(法人は内国法人とする)

1. 法人による完全支配関係を有する法人間で帳簿価額5000万円の土地を譲渡したが、譲渡した法人の譲渡損益は、譲り受けた法人による譲渡等の特定事由が生じるまで繰り延べられることとなる。
2. 法人による完全支配関係を有する法人の親会社に現物分配をした場合、その現物分配資産は帳簿価額で移転することとなる。
3. 法人による完全支配関係を有する法人間で行われた寄付のうち、寄付金の損金算入限度額を超える金額について寄付をした法人で損金不算入になり、受けた法人では益金不算入になる。
4. 法人による完全支配関係を有する法人より譲り受けた帳簿価額5000万円の土地を他の法人による完全支配関係を有する法人に譲渡した場合、譲渡した法人で譲渡損益が認識される。
5. 法人による完全支配関係を有する法人より譲り受けた帳簿価額5000万円の建物を減価償却した場合、その減価償却費に対応する金額が譲渡した法人の益金または損金に算入される。

問題 11 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 合併にともない被合併会社の個人株主に譲渡損失が生じた場合、給与所得と通算することができる。
2. 合併の対価として株式のみを交付した場合、被合併会社の株主にみなし配当は発生しない。
3. 合併の対価として現金を交付した場合、被合併会社の株主には譲渡損益のほか、みなし配当課税が生じる可能性があるため、税制適格要件を満たした合併に比べて税負担は重くなる。
4. 合併の対価として株式のみを交付した場合、被合併会社の株主に譲渡損益は発生しない。

問題 1 2 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 事業譲渡により事業譲受会社に移転する資産のうち非課税資産以外の資産は消費税の課税対象である。
2. 会社分割により分割承継会社に移転する資産に関して消費税は課税対象外である。
3. 合併において被合併会社に不動産がある場合、合併登記費用以外に、不動産の所有権移転登記費用、不動産取得税を負担しなければならない。
4. 合併において被合併会社に不動産がある場合、不動産取得税、自動車取得税は合併によってあらたに取得が行われるわけではないので課税されない。

(企業評価)

問題 1 3 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 株主資本利益率とは、株主資本に対して何%のリターンがあるかを判断する指標である。
2. 期待収益率とは、ある資産について将来にわたる運用により獲得することができる平均的な収益率のことである。
3. 資本コストとは、資金を調達するために必要とした費用のことを言う。企業活動のために投下された必要費用を指し、企業会計の側面から見ると、1. 借入金コスト、2. 社債コスト、3. 株式コストの3項目に大別して考えることができる。
4. 類似会社比準法とは、企業評価の方法のひとつで、企業の保有している資産に着目する方法である。企業が保有している資産の時価から負債を控除した額をもって企業価値とする。
5. 総資産利益率とは、資産の有効活用度合いを測る経営指標である。一般的には税引き後純利益÷総資産で算出される。この算式で算出された数値が高い企業ほど資産を有効に活用しているといえる。

問題 1 4 次の記述の中で、間違っているものを一つ選択しなさい。

1. 企業評価は、通常財務諸表などの定量的な情報によって行うが、業界特性、得意先の特徴、企業風土などの内部環境、外部環境における定性的な情報の収集もしなければならない。
2. M&Aスペシャリストは、M&A業務において、企業評価に関するディスクレーマー事項を譲受企業へ確実に説明しなければならない。
3. 製造物責任、土壌汚染などの業界特有のリスクが考えられる譲渡企業の場合は、専門家の鑑定等でリスクの洗い出しすべきことを、譲渡企業・譲受企業双方に助言することが望ましい。
4. M&Aにおいて財務デューデリジェンスは必須であるが、労務や法務、ビジネスといったデューデリジェンスは通常行わない。

II. 論述形式問題

問題 1、次の問 1 と 2 のうちいずれか一つを選択し、解答欄に選択した問の番号を明記して解答しなさい。

問1 組織再編手法として考えられる手続きを類型別に4つあげ、その法律上の意義を簡潔に述べよ。

問2 譲渡企業のオーナーに対して行うマネジメントインタビューを実施するに当たって、重要と思われるポイントを5つ述べよ。

問題2、 M&Aで使用される企業評価手法の主要なアプローチを三つ記述し、その概要を200文字以内に述べよ。